

平成 30 年度 第 2 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 30 年 7 月 19 日（木） 午後 1 時～

2 場 所 吹田市役所中層棟 4 階 第 4 委員会室

3 出席者

〈審議会委員〉（五十音順）

泉委員 金戸委員 田端委員 出口委員 春貴委員 藤原委員
古本委員 的場委員 山下委員 山本委員

〈欠席委員〉

村田委員

〈事務局職員〉

高田 徳也（市民部長） 横山 尚明（人権政策長）
信田 二三夫（市民部人権平和室長） 森本 茂（市民部次長）
岸上 孝司（市民部総括参事） 西口 崇（市民部人権平和室参事）
田毎 祐三（市民部人権平和室主幹） 桑田 香苗（学校教育部教育政策室主幹）

4 傍聴者 なし

5 会議概要

以下のとおり

（事務局）

資料確認、出席状況報告

傍聴希望者の有無確認

（会長）

今日は、最初の部分で新しい改訂版の冒頭の総論部分について御審議いただけたらと思います。それから各論について目次をいただいておりますが、目次の各論の重点項目をどうするか議論をいただけたらということで進行をしたいと思います。

それでは改訂版素案の説明を前回とどのように変わっているかについて事務局から説明をしてもらいたいと思います。

（事務局）

それでは事務局の方から改正点について説明をさせていただきます。今、手元に吹田市人権施策基本方針改訂版(素案)と平成 18 年 2 月に策定しました人権施策基本方針現行のも

のの 2 種類をお配りしていますので、両方を見ながら説明させていただきます。

-本日、素案として、目次の「はじめに」、「1 人権をめぐる状況」、「2 基本理念」、「3 基本方向」までの部分を作成させていただいております。

まず、「はじめに」の部分からですが、改訂版の方は「改訂にあたって」ということで、「はじめに」の言葉の後ろに付けさせていただいております。それから若干の文言の整理をしております。改訂版の方では、3 段落目の所で世界人権宣言から既に 70 年以上が経過しているとして書いてありますが、現行の部分では既に半世紀余が経過しているとして書いており、その辺りが年数の経過がありますので、文言を整理しています。

それから現行の下線を引いている部分が改訂版の方で変更しているという内容なのですが、5 段落目の本市では以降の部分について、現行の基本方針では審議会でご答申をいただいて、それを尊重して策定したという経過を記載していますが、改訂版の方では、当初の策定から 10 年以上が経ち社会情勢の変化により、新たな人権課題が発生していること、また、人権課題に関する個別の法令が制定されていることなどによって人々の意識も変化が見られるなどの理由によって見直しを行ったということを記載させていただいております。

次のページに参りまして、「人権をめぐる状況」ということで現行の方では 1 番として書いてありますが、改訂版の方では国等の状況と本市の状況ということで大きく 2 つに章を分けて国際情勢、国の情勢、大阪府の情勢ということで 1－1 に書かせていただいております。次のページの 1－2 では本市の取組について書かせていただいております。

1－1 の人権をめぐる国等の状況に戻っていただきまして、若干の文言の整理をさせていただきます。現行の方で国際情勢の中で条約の名前が出てきますが、上から 5 行目の「子どもの権利条約」という名称を「児童の権利条約」という一般的な名称に変更しており、また、「障害者権利条約」等の新たな制定がありましたので、それを記載させていただきます。

また、改訂版の方の 3 段落目の「また、国連では」という所で平成 16 年に「人権教育のための世界計画」が採択されたことを記載させていただいております。また、わが国の状況ということで、これは現行にはなかったのですが、昭和 22 年の日本国憲法に基本的人権の尊重ということが記載されていることから書き加えさせていただきました。

それから、その下の段落で「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されましたという所で、現行の方はそこで終わっていますが、その計画が平成 23 年に改正され、北朝鮮当局による拉致問題等が人権課題に追加されましたので、それを記載させていただいております。

また、その次に、「また、」と書かれている段落なのですが、個別のいろいろな法令が整備されてきておりますので、整備された法令名を列記させていただいております。

現行の方で、大阪府から始まる段落の中で、平成 9 年に「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」が策定と書かれている部分を改訂版では削除させていただいております。その代わりに最近の情勢を書かせていただいております。改訂版ではこの基本方針に基づき、平成 17 年に人権施策を総合的に推進するため、「大阪府人権教育推進計画」が策定され、平成 27 年には、「差別のない社会づくりのためのガイドライン」を策定したことを付け加

えさせていただきます。

その次に本市の取組です。現行の方では本市の取組というのが、1 番の人権をめぐる状況の中の 1 番最後の段落の「本市においては」の所で記載しています。改訂版でもその部分とほぼ同じなのですが、改訂版では 1－2 の本市の取組の最初の所で吹田市総合計画における人権の位置づけを明確に記載させていただきます。

それから現行の中では平成 14 年 11 月「吹田市男女共同参画条例」や「吹田市個人情報保護条例」等の記載がありますが、改訂版ではそれらを割愛させていただきます。

また、現行の部分で「また、国の同和対策審議会答申で」という所から本市における同和対策及び人権を取り巻くいろいろな組織の対応が書かれていますが、その部分と人権啓発室と同和対策室を統合して人権室を設置し、その後、室の名称を人権平和室とした部分についても改訂版では割愛させていただきます。

また、現行の方で「2 基本理念」の上の「このような取組みの中で」から始まる段落の所について、改訂版の方でも 1－2 本市の取組の第 3 段落で同じ書き出しですが、改訂版では新たな人権課題への対応ということで、例えば、ハラスメントであるとか DV であるとか性的マイノリティ、または、地震や豪雨等の大規模災害を経験し、災害時の避難所等において顕在化する要配慮者への対応等の人権課題を記載させていただきました。

それから改訂版の 1－2 の本市の取組の最後の方の段落では平成 29 年に実施した人権に関する吹田市市民意識調査の結果も参考にしながら改訂するということを記載しました。

次に基本理念に参ります。基本理念の中で改訂版には人権が第 4 次総合計画の中に明確に位置づけられているということを記載しております。内容についてはおおまかには現行と改訂版での大きな変更はありません。以上が基本理念でございます。

続いて基本方向に移ります。改訂版では 2 行目で「本市の市民自治の基本を定めた吹田市自治基本条例に則り、市と市民それぞれの役割と責任を自覚しながら施策を進めます。」の文言を加えさせていただきます。その次の改訂版の「(1)人権教育・啓発の推進」は現行と同じタイトルで内容もほぼ同じであり、文言の整理をしています。それから改訂版の「(2)相談・支援の強化」も現行と同じタイトルですが、若干、現行の①と②の内容を整理しています。どのように整理したかと言いますと、現行の①と②のそれぞれが長い文章なので、改訂版ではそれらを簡潔にまとめて①から④まで順番を整理して書かせていただいております。それから「(3)情報収集・提供の充実」については、改訂版では①の方にパブリックコメント、ホームページ、SNS などの今日的な用語を追加させていただきます。②の方は文言の整理を行い、ほぼ内容は現行と同じです。以上です。

(会長)

簡略化された部分と新たに書き込んでいただいた部分と 2 つあるわけですが、それほど長い文章ではありませんが、加筆、修正が適切かどうか御意見ありましたら出していただければませんか。

(G委員)

2点あります。1点目は基本理念の真ん中の所で「人権について」という項目が新しく付け加えられています。そこでは人権について、道徳的なもの、抽象的なものという捉え方だからだろうと思いますが、「基本理念を実現するためには市民一人ひとりが自分自身のこととして」とあり、個人に依拠されたような流れになった文章になっている。現行では「人権について」というこの部分はなくて「基本理念を実現するためには人権、民族、信条、性別、社会的身分あるいは・・・」とあり、この箇所の相違点が大きいと思います。抽象的なもの関連的なもので一人一人の良心的なところに依拠するという、改定案を見ますと社会的責任として公的機関、行政の啓発活動をどうするのかという。職員の研修や地域での講習など具体的なものについて、ここではどうなっていくのでしょうか。僕などは実現するためにを含めて、やはり人権の課題というのは抽象でも観念でもなく具体的なのです。だから具体的解決、問題などについて、どう解決していくかという方向性を出すわけなのです。個人個人の気持ちの問題ではなくて、同対審答申が出されて、観念が実在かということがあったわけです。差別が存在しているという部落差別解消推進法が今度出来たということは、ものすごく遊離している文言に見えて仕方ないのです。

もう一度戻りますと、人権についてという改定案の文言については、少し後退しているというか、国の行政なり啓発活動には、人権について具体で正しい知識なり、よく知ることなり、認知することが大切なことであって、間違った認識や間違った知識というのが存在する予断と偏見が発生していると思うのです。二十歳そここの学生でも、江戸時代の身分は士農工商穢多非人だと教わったという学生がまだいたり。被差別民衆の発生がまだ江戸時代だと教わったり。中世からの発生という、歴史観でいえば。特にお年寄りで、啓発活動や人権の歴史を学んでおられない方は、今言った固定的な間違った認識でおられる。穢多という差別が今も存在しているということの理由の一つには、間違った認識の変革に役立っていない、または出くわしていないかもしれないと考えます。

ですのでここで、道徳的、抽象的、気持ちの問題ですよという文面は、前回の理念を実現するために書かれている文言よりも後退して、逆に今にそぐわないのではないかと。部落差別解消推進法を踏まえた上でいえばそぐわないのではないのかというのが1点目です。

2点目は、災害の時のことを、避難所の何々がというのが行動定義ですけども、基本法の中の情報共有の問題なのです。

吹田市は動かれていないのですか。要支援の名簿そのものは、情報共有という場合、ここでもどういう支援をするのか、地域で自治会なり民生委員なり、関わっている人たちが相互関係ですね。あそこに誰がいるんだということを把握されているのか。

吹田は名簿を使っていないということしか頭にないもので。安否確認せずということが、6/22の朝日新聞に載ってました。21,940人の吹田の名簿記載数がありますと。で、安否確認せずと。豊中では15,737人の名簿記載があって、7,259人の確認をした。茨木が9,410人の名簿記載があって、3,847人の安否確認をした。各々経過がありますけれども、こういった情報についてどうなっているのか。災害という言葉が出ていたので、こういった実態があったので、どうなのかというのが2点目です。

(会長)

ありがとうございました。他の方のご意見も聞いた上ででしょうか。

(F 委員)

全体的にわかりやすくというのが基本にあって、前のものに比べて文言を端折っているところがある、わかる人にはわかるけれども、皆がわかるかということそうではない。簡素化するにあたって、文言として押さえる所は押さえないといけないのではないかな。ただ、あまりしつこくなるとだめですけども。そのあたりはどうなのですか。

以前の「相談・支援の強化」という所であれば、DVなども書いてあり、誰が相談・支援の強化というふうになると、従来からということで人権擁護委員・弁護士によると書いています。新しい分では、それをまとめて相談員の資質を向上すると書いてあります。そういった端折った言葉の使い方でもいいのかということが疑問です。

今、G委員が言われた所で、私もひっかかった所なのですが、「道徳的・抽象的なものであるため」が次の人権侵害につながると書いてあるのですが、どちらかというと市民のモラルに期待している部分があるのかなという気がします。はっきりいうと、既にモラルは崩壊している時代になっているので、一般の方へのモラルの依存ということがここに書かれているということならば、それは違うと思います。現実的な話を入れていくべきだと思います。

もう一つは、情報収集の②ですが、「人権に関する草の根運動の支援を図っていきます。」ということなのですが、草の根運動が何か皆さんわかるのでしょうか。ここも、短縮することは大事なのですが、具体的に書けることがあるならば入れていかなければならないだろうと。具体的に書けることとその他といった書き方で。草の根運動というのは、皆さんが映像として頭の中に浮かんでこないと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(I 委員)

私も、G委員やF委員がおっしゃったように、「人権については、道徳的なもの」というところが気になり、この表現はちょっと違うのではないかと思います。この辺りの部分は必要がないのではないかと思います。実際に差別や偏見という事象が起きていることが様々な調査の中でわかり、人権尊重の社会を目指して吹田市も推進をしてきているけれども、引き続きあるのだということに則ってどうしていくのかということだと思います。細かいところでいいますと、「子ども」の「ども」が前は平仮名だったのが、今回は「供」になっているといったところで、ちょっと後退しているのかということ。「供」は大人と子どもの関係が、抑圧・被抑圧だったり、支配・被支配だったりということを表しているものですので、是非、前回のように戻してほしいと思います。

それから、わかりやすく伝えるという意味では、DVとかSNSも一般化していますけ

れども、なるべくホームページがHPと（の表記）になっていないように、ソーシャルネットワークワーキングサービスといった記述の配慮が必要かと思います。

あともう一点は、子どもの権利侵害事象として、いじめ・不登校・虐待とか。不登校は権利侵害の結果ですが。まだまだ、学校の中での体罰といったこともあるので、そういったことを言葉として入れておく必要があるかと思いました。

（会長）

最後のところをもう一度説明をお願いします。

（I 委員）

子どもの暴力とは、体罰というのも一例ですが、学校という安全な環境であるはずの中で、大人から子どもへの暴力という体罰。セクシャルハラスメントも入ってくるのですが、一つ代表するようなものとして、挙げておく必要があるのではないかと思います。

（会長）

具体例を挙げるということですね。

（F 委員）

具体的でないのですが、先ほど豊中市が何千人などの災害時のことを言われて、吹田市はどうなっているのかと言われてましたが、この話は、この間地震・豪雨災害もありましたので、今のタイミングでイメージが強くなっているのですが。

吹田市は吹田市で対応しているのです。これは事務局から言っていただければよかったのですが、例えば要援護者制度で1万か2万人ほど手を挙げて個人情報を開示していいという方がおられるのです。単一自治会等にデータを渡しているのです。ここに、このような方がいて、薬はこれを飲んでいて、身寄りが有る無し、老老介護であるといったデータがあるのです。ただ、問題はそこからで、それこそモラルの問題になってくるのですが。そこまでのおぜん立ては行政としてはしてくれているのです。そのデータを生かすも殺すも受け取った側の責任になってきて、そこがどれだけされたかはまだ分からないのです。

配って終わりではなくて、実際にデータがどれだけ活用されたかを願いました。

ですので、そういったことを入れていくかどうかは、議論がいるのかなと思います。

結局は、行政はこういうふうリードします。でも、市民はこうしましょう。ということがそこここに散らばっていないと、よそよそしいものになる可能性はありますよね。

（B 委員）

今のその件に補足するのですが、吹田の場合は即、委託を受けてボランティア災害センターを開設しました。その時に、各地区の福祉委員長に連絡が入りまして、まず、高齢者の独居の方に安否確認をなさいと回しました。ただ、民生の方は個人情報の確認をしながら動いているのですが、全体的な福祉の方でやっていくとなると、情報というのが実は無

いのです。高槻と茨木は会議したと言われているのですが、吹田の場合は連合自治会の中で温度差がありまして、まだ会議していない地区があるのです。私の地区もそれに関してはまだ情報をいただいていません。ですので、情報をいただいた時にどの様なかたちでそれを地区で開示していくのか、難しい面があります。

(I 委員)

質問になるのですけれども、改訂版が出て、この「基本理念のもとで、施策の総合的な推進を図ります。」とありますが、各論になって色々出てきて「相談・支援の強化」のところ、市民にとって使いやすい相談窓口の情報が提供されたり、「情報収集・提供の充実」のところで様々な媒体を通じてと書いてあると、去年よりも今年は充実したものが展開されているということが目に見えてわかるものにつながっていくのでしょうか。予算がつくといったことを目指しているのでしょうか。努力義務でそのようにがんばりますというものですか。

(会長)

それは評価の問題で。あとで、このように書いてあるけどどう評価するのか。審議会があとでチェックするといったことをしないといけないのかとは思っています。ある程度評価出来るシステムは作っておかないといけないと思っています。ただ、それを文言に入れるかどうかは最後のところで議論してもらえれば。

(I 委員)

やはり文言に入れる方向がいいですね。

(H 委員)

本市の取組の所で、「このような取組の中で、人権意識の高まりとともに人権問題の」という段なのですが、どこかでせつかく国の取組みで個人人権課題について法整備がされているので、それを施策として具体化・実行化するようにがんばりますといったことが入られないかというのが希望です。吹田市人権施策基本方針とか人権に関する市民意識調査とか人権に関する取組みの中で思いました。法に拠って色々な政策をしますという決意表明的なものがないかなと思います。

(会長)

私の方から、前から構造の所で気になっていたのですが、基本方向のところ、基本理念のもとで、から 3 行書いてあって、(1) から (3) が書いてあって、第 2 部で「4 取り組むべき主要な課題」と書いてあります。ところが私は前からこれは疑問だったのですが、4 番でこれから課題を具体的に展開するのですが、3 のところの項目で市としては以下で展開されるような個別具体的な課題について総合的にやりますという文言がいるのではないかなと思うのです。「施策の総合的な推進を図ります」と書いてあるのですが、さらに啓発・相

談・情報収集とするか。それとも、啓発・相談・収集は個別の課題として、4の中か、あるいは別の課題で書くということはあると思います。絶対こうしろということではないのですが、少なくとも個別の課題と3基本方向をつなぐような文章はもうちょっといるのかなと思います。

(F委員)

さっき言い忘れていたのですが、今日素案を作ってきてくれて、やっと具体的にすすめられるので、よかったと思います。最初に言わないといけなかったのですが、ありがとうございます。

(会長)

私も賛成する意見もありますので、とりあえず私の意見を言いましょうか。道徳的云々というのは、そのとおり思うので、「人権については、道徳的なもの、抽象的なもの」といわれると、それは違うだろうと思います。抽象的ではないよと。ただ、それを抽象的なものとして感じてしまっているということが問題であって、人権が抽象的なものであるといわれたらこんな答申出さなくていいよという話になります。

書くのでしたら、具体的かつ個別的なものと書くというのが一つ。問題は、抽象的なものとして受け止められないのであったら、それに対する啓発などが必要ということだと思います。道徳的なものというのは、確かに内実を含むのですが、市民が自分達で書くものではなく、行政の文書なので、ここはあえて書かなくてもいいのかと思います。もし書くとしたら、具体的なものであって、どのように施策を展開させていくのかという書き方のほうがいいと思います。

2番目の安否確認の話は、今お話があったのでいいですね。

3番目、文章が簡略化してという部分で、分かりやすくなった部分と抜けている部分をもう少し精査してもいいでしょうし、蓄積があるものについては復活させて方がいいと私も思います。

4番目が先ほどの市民のモラルに期待するという話。もし、突っ込んで書くのであれば、もう少し工夫がいると思います。

5番目の草の根運動というのは、少しあいまいなので、吹田の市民の具体的な動きというのが、一括した言い方でなく、もう少し具体性を持たした書き方にしてはどうか。具体的な組織名を出すかというのは別として。

6番目は、I委員の道徳的というご意見です。

7番目、「子ども」の「ども」をどうするのか。文科省は「供」と漢字にすることですが、これは我々が決めたらいいので、ひらがなの方がいいのではないのかというのは私も思います。

8番目は、SNS等の略語は、これはきちんと書いておいた方がいいと思います。世代によってIRなどわからない言葉が出てきて、言っている人もわかっているのか。少なくとも注を付けるなど、用語解説はすべきだと思います。市民の色々な世代の人が読むので、S

NSとみんなが言っているけど、内実の解説も必要かと思います。

9番目、子どもの暴力も具体的はもう少し書き込んだほうがいいというご意見ですが、これも検討が必要かと思います。全体の文脈で、文章を簡素化した部分をもう少し分かりやすく具体化する方法で考えられるかと思います。

10番目、説明が不十分になっているという所があるということ。これは、もう一度見直してみてもいいかと思います。

11番目、評価の問題は、あらためて最後の所で書き込んでもらって、議論するという。これは前から言っていましたよね。

12番目、個別的な人権課題の法整備の取組みをするというのはそのとおりで、自治体は国の法律を順守するというのが義務付けられていますので、推進していきますというのはそのとおりと私は思います。

コメントは以上です。

私の方は全体の枠取りに関わることは言いませんが、ただ、4に関わる個別具体的な取組みにリンクしているということがあってもいいのかと思います。それと、I委員が言われていたように、相談・情報と簡単に書いてもいいのかというところは気になります。そちらも含めて検討してもらえればと思います。

個別の課題の項目などで、今の課題は何があるのか。前から言われていることですが、相談というのはなかなか難しく、その人のニーズに合うような相談体制を取らないと相談に来ないです。F委員がいつも言っているように、来る人が限られているというあの話で。あの話をどこかで書いておく必要があるのかと思います。書き方をどうするかは難しいと思いますが、虐待や高齢者のこともそうですが、公的機関などにヘルプを求めるのは我々の権利なのだということは書かないと。なぜ、それがそうになっていないのか、虐待はそういうところで起きる。母親が子どもを育てるべきだという話になって、母親が全部背負い込んで、まわりの人間も母親が育てるならまあいいかとなって虐待が起きるという例は言われています。それ以外に地域でどこまで出来るかという問題はあると思いますが、言えない人というのは課題として文言化しておいた方がいいと思います。せっかくご意見が出たので、事務局と相談して、必要に応じて私が加筆します。

(F委員)

すみません一つだけ。書き方の問題なのですが、人権教育・啓発の推進の部分で、①②がありますが、①の「人権教育・啓発の推進に努めます。」、②の「強化に努めます。」とありますが、これに関わる覚悟がここで見えてきているので、「推進します。」「強化します。」これぐらい書いていかないと。「努めます。」は努めなかったのねで終わるものではだめなので、形容の方法一つなのですが、個人的には説得力が出てくるように思います。

(会長)

施策の基本であるということが分かるような表現ですね。

(F 委員)

実際にできないこともあるかもしれませんが、それを言い出すときりがないので。

(会長)

これに依拠して施策を実行しますということですね。ないがしろにしないですということ。

(F 委員)

がんばりますと言ってますが、がんばるのはいいけど何をがんばるのか、そこが見えにくいことが多々ありますね。

(会長)

課題は行政の課題と市民の課題があるのだから、共有ができるような回路を持っておかないと、結局やりましたで終わる。やるのだったら、新しい課題が見えるのが本当にやったということになる。そういった文脈で考えていただけたらいいのですが。どうしても、責任を追及されるから、やりましたという話になるのでしょうかけれども。

我々も市民もお互いに考えて、共有していくということだと思います。市民にやりなさいといっていることではなくて、行政はこうしますということです。

(I 委員)

その絡みで少しひっかかる所があって、やはり後退しているという所になるのですが。「(3) 情報収集・提供の充実」が新しいほうで、古いほうが「(3) 情報提供の充実」で、②の所で、古いほうが「人権協、NPOなどが実施主体である」というのはとても大事で、市は連携していくとなっているのですが。新しいほうの②は「実施主体に対して情報提供し、草の根運動の支援を図っていきます」となっていて、連携していくというよりも市が助けるという形になっていて、主体性が尊重されていない書きようだと思ってしまいました。前の方がいいのではと思いました。

(会長)

一旦、次に進めます。

4 の取組課題についてどうするかということですが、こちらも時間が無いので同時進行で素案を作っていただけたらと思います。(1) ～ (6) は当然のことなのですが、(7) その他の人権課題についてどうするかということです。こちらは今日は細かい資料が出ていないのですが、たまたま吹田市の意識調査の報告書の 7 頁で、人権課題が出されていて。ただこれは、法務省の人権課題に則していて。あくまでも参照基準ですので、これをどうしようかということですが、今日はいきなりですので、最終的にはある程度の結論はださないといけませんが、問題になるのはその他の所ですので、それ以外は始めてもらえればと思いますが、どうでしょうか。

(G 委員)

(5) 同和問題という文言と、部落差別という問題とは遊離する形での項目の立て方かと思いました。今、部落差別解消法を取り扱うんだという文言の提起の方がいいなと僕は思います。同和の何が問題かという、部落差別が問題だと単純に言えば思います。

(会長)

部落差別解消推進法の流れの問題の提起の仕方ということですね。同和問題とするよりも。

(G 委員)

はい。

今、色々なところで、「同和問題（部落差別）」と並行で出てきているのです。今はまだ過渡期なので。今後のことを考えると、同和問題とするのか部落差別とするのかという提起なので。

教科書では、人権課題の中の同和問題といているところと、部落問題といているところと、並行でいっています。ただ、自主教材が増えていっている、法律が出来た以降、部落問題という言い方が増えてきつつあります。

(F 委員)

それと同時に性的マイノリティと書いてありますけれども、マイノリティといっても別に少数派ではないので。今 1 クラスに 2 人ないし 3 人該当する子どもがいるという時に、マイノリティという言葉自体が適切かどうか個人的には疑問に思っています。個人的な性的問題であるとか、そういった言い方になるのかなと思うのです。マイノリティ自体は使われて久しくて、これだけそういった人達がテレビなどにみえていて、どこがマイノリティなのか、普通だという感覚があるのです。ですので、性的マイノリティという言葉は何かに置き換えることができればよいと思います。

(E 委員)

性的少数者といった時に、数の問題と捉えられるとそうではない。マイノリティのそもそもの意味合いが数の問題ではないので、そこは誤解をあたえかねるかもしれないですね。

(F 委員)

この、講演であった弁護士の中岡しゅんさんがそれを言っていたのです。マイノリティという言葉には抵抗があると。実際にそういう方々が抵抗を持っている以上は、我々もそこに歩み寄っていく必要があると思うのです。

(G 委員)

言葉の問題というのは、過渡期の時代は、古い考えを持っている人と変化の中で受け入れられている人がいる。変革でいっぺんに変わるのと、徐々に変わるのと。一定何かのきつ

かけでポンと変わる要素はありますけれども、なかなか過去の持っている概念は消えないですね。残りながらやっていっている状況なので、どちらも同時並行的にね。同和といえば部落かだけでなくね。言葉の問題を厳密にしていくというのは、概念の捉え方が全然違うと思います。

(会長)

今すぐに、これがいいというのは言えないのですけれども。微妙なところですよ。

(D委員)

会社や企業は、このごろ人権問題とは言わないのですよ。人権課題という言い方をしているのです。人権課題とすると色々柔軟に考えられるが、人権問題とすると部落問題のこととさっきG委員が言ったようなことをいわれるのです。調査票も人権問題に関するではなく、人権課題に関するとしていただければ、すごくやわらかくとらえられるのだと思います。例えば、7 ページの「1) 女性の人権問題」ではなく「1 女性の人権課題」にしてしまうと、もっとやわらかく捉えられたりするのでは。

あと、この頃は見た目問題とか、課題は色々出てきてます。

(会長)

問題という言い方にはプラスマイナス両方あるので、否定的だから伝えられる部分と積極的に伝えられる部分と両方混在している。課題というとそこがソフトになる。ただし、かつて色々な運動が行政を追及した時に、行政は「課題」と言いたく、「問題」があると言われたくなかったという経過がある。ですので、行政が出す文書が真っ先に「課題」になったのです。「課題」がありますというとソフトになるが、「問題」がありますだと行政は責任があるから解決しなければならなくなる。そういった文脈で、むしろ行政のほうから「問題」と使われだした経過があります。

(E委員)

「はじめに」の部分で、「人権問題にも変化がみられます。新たな人権課題が顕在化し」とあるのは、使い分けを意識しているのか、単純に混在しているのか、読み手としては混乱します。

(F委員)

例えば 7 ページの女性の人権問題とか子どもの人権問題とかは特化していくので、いいと思うのですが、これを押しなべていうときには、今言われた課題というのが適当なのかと思います。

(会長)

それも含めて、私と事務局でもう一度検討します。

各項目についてはどうしましょう。ほんとは、結論が出たほうが事務局は作業がしやすいんですけれども。ある程度、ペンディングにしておいて、そこは最後に詰めるということにせざるを得ないかと思います。法務省のこの項目自体が全部これでいいのかというのも議論があるかと思いますが。

(F 委員)

それでは、最初子ども、障がい者、高齢者というふうに分けていきましたが、あの棲み分けを見直すということですか。

(会長)

いやいや、全体としては最初のものは問題ないと思うのです。問題は、前の分のその他となっている部分で、その部分は今ここに出てきていないので、「(7) その他」の中身を考えろという議論ですね。前の原稿も個別の課題を出して、このままでいいのか、法務省が出している課題のある程度の枠取りに即して、そこを増やしていくのかどうかという話です。

今の分の課題はどれだけ出ていましたか。

(事務局)

現行の分は、主要課題とその他の中に、色々な課題がありますという触れ方でしかないので、今回はその中から、項目を外に出すものがあるのかなのかという所と。先ほども議論がございましたように、災害時の避難所の問題などは、法務省の人権課題にはあがってないのですが、吹田市の施策としてそれが必要だったら出さないといけないでしょうし。国と基礎自治体では若干違う所があるので、その辺りをご議論いただいたらと思います。

(会長)

個別の課題を、色々な課題の中で項目化するのを選べばいいということですね。

趣旨としては、そういうことですので、ちょっと考えましょうか。今個別に議論するのはあれなので、次回までに考えてもらうということでいいですか。

メインの部分は書き始めてもらう、今回の最初の部分については、ご意見を踏まえて、私と事務局の方で次回改訂版を出すということで。プラス個別の課題については、やれるところから、主要な部分については書き始めてもらって、次回素案を出してもらうということでいいですか。

(E 委員)

一点いいですか。「本市の取組」のところで、「性的マイノリティに関する施策の検討」とここだけ具体的に書いていて、何かすでに検討しているのであれば、その他の所にそれを含ませなくても、具体的に挙げてもいいのではと思いました。

(F 委員)

大阪市でやっているようなパートナーシップがもしあればということですね。

(事務局)

具体のパートナーシップ条例などではなく、例えば当事者の方の相談や居場所などつなぐ場を作るのがまず必要であると考えています。対象者がどういうものを必要としているか。パートナーシップ条例は具体にではなく、ある程度プロパガンダの所がありますので。淀川区などは居場所を重要視されてまして、孤立している人をつなぐ場が必要であると考えているところであります。

(F 委員)

例えば、性別を問わないトイレといったことまで、考えている部分があるのであったら、入れる入れないは議論があると思いますが。

(D 委員)

これに入っているんで、それで考えるとおかしいですね。

(E 委員)

それだったら、その他に入れないで、項目建てしてもいいのかなと思ったのです。ただ、子どもとか障がい者とか、どれも人権課題であるのだけれども、性的マイノリティは人権のところではしか取扱いにくいのかと思うのです。子どもとか障がい者とか高齢者は福祉の部分で取扱いできますけれども、DVとかハラスメントは犯罪なので警察が関わってくることもあるかと思いますが、性的マイノリティはここで取り上げなければどこで取り上げるのかと思うので、具体にあるのであれば出しておいてもいいのではないかなと思います。

(事務局)

人権の会議の中でも、どこもまだ啓発程度しか出来ていないので、これからどういうふうにしていくのか、協議を始めようかという話になっています。どこか一つだけが特別にし出しても仕方ないので、北摂という中で、同調して進めていけたらと考えています。

(会長)

ありがとうございます。

流れとしては、個別の課題は一度皆さん方で考えていただいて、次回もう少し具体的に議論してはどうかと思います。それ以外の所は、案を作っていただくということにしたいと思います。